

平成27年
4月

幌延町認定こども園 「たんたん」がスタートします

“認定こども園”は、保育所と幼稚園の両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育ての相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

幌延町認定こども園は、認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす「保育所型」です。

幼稚園機能(3~5才児)

保護者の就労にかかわらず、3歳以上のお子さんで、幼稚園教育を希望する方が対象です。

教育標準時間

9時00分～13時00分

(給食後に降園)

・預かり保育利用時間(有料)

13時00分～16時15分

・延長保育(有料)

7時15分～8時30分

16時15分～19時00分



保育園機能(0~5才児)

下記の「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さんが対象です。

保育時間

①保育標準時間認定

7時30分～18時30分

(保護者の就労により、最大11時間利用可能)

延長保育(有料)

7時15分～7時30分

18時30分～19時00分

②保育短時間認定

8時15分～16時15分

(保護者の就労により、最大8時間利用可能)

延長時間(有料)

7時15分～8時15分

16時15分～19時00分

子育て支援事業

こども園に入園されていないお子さんと、その保護者に子育てに関する相談・交流の場等を提供し、子育てを応援します。

☆チャチャ(あそびのひろば)

月～金曜日 9時00分～16時15分

☆なかよし保育(こども園開放)

園児との交流

毎週月曜日

10時00分～11時00分

☆すきっぷくらぶ(月1～2回)

保育士が提供する遊び

☆子育てに関する相談

来園・電話・訪問等で対応

☆子育て講座

☆情報の提供

「子育て支援だより」の発行

☆一時預かり(有料)

9時00分～16時15分

(延長時間は保育園機能に同じ)

平成27年度の入園の申込みを平成27年2月1日から2月28日までの期間で行います。

●認定こども園 入園までの流れ

1. 支給認定申請書兼現況届出書を就労等の証明書類を添えて中央保育所に提出します。

様式は中央保育所、町ホームページから入手できます。

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園(施設型給付施設)を利用する際、町へ「保育の必要性」の認定申請を行い、「支給認定証」の交付を受けることとなります。

- ・1号認定子ども～満3歳以上の小学校入学前の子どもで保育を必要としないもの
- ・2号認定子ども～満3歳以上の小学校入学前の子どもで保育を必要とするもの
- ・3号認定子ども～満3歳未満の小学校入学前の子どもで保育を必要とするもの

2. 保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額(保育料)の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書等が通知されます。(3月下旬予定)

3. 4月の入園までに、口座振替の手続きや入園のしおりにより園生活に必要なものを揃えましょう。